

退職所得に係る住民税の特別徴収（退職手当）

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

退職所得にかかる住民税は、毎月給与から引き去りしている分とは分けて考えるんだね！



納入すべき市町は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町です。

<退職所得にかかる税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

(1,000円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算

a. 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

b. 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%（市町民税6%と県民税4%）を適用して計算しますが、そうして求められた税額から10%に相当する金額を控除するものとされています。

※10%に相当する金額控除については、「平成24年1月1日以降に支払われるべき退職手当から廃止する」法律案が国会で審議中です（平成23年8月現在）。

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \boxed{\text{税率(市町民税6\%、県民税4\%)}} = \boxed{\text{税額(A:市町民税、B:県民税)}}$$

$$\boxed{\text{税額(A:市町民税、B:県民税)}} - \boxed{\text{控除額(C:A}\times\text{10\%、D:B}\times\text{10\%)}}$$

$$= \text{特別徴収すべき税額} \quad \boxed{\text{市町民税(A-C)、県民税(B-D)}}$$

※A、B、C、Dは端数処理を行わない。特別徴収すべき税額に、百円未満の端数がある場合は、それぞれの百円未満の端数を切り捨てる。（特別徴収すべき税額は百円単位）

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を、「市町村民税・道府県民税納

入申告書（下記様式）」に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

納入申告書の例

※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町ごとに異なります。

市町村民税 道府県民税 納入申告書											
市町村民税		(受付印)									
道府県民税		平成 年 月 日提出									
市町村民税		平成 年 月 分 人 員 人									
道府県民税		退職手当等 支払金額									
特別徴 収税額	市町村民税										
	道府県民税										
(特別徴収義務者)											
住所又は 〒											
所在地											
氏名又は 印											
名 称											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記の上記分離課税に係る所得額の納入について申告します。											

※退職所得に係る住民税がないときは提出の必要はありません。

住民税の計算方法(参考)

※計算は各市町で行います。

$$\begin{aligned} \text{前年中の所得金額} - \text{所得控除(①参照)} &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times \text{税率}10\% &= \text{算定所得割額} \quad \text{〔1,000円未満の端数切捨て〕} \\ \text{算定所得割額} - \text{各種税額控除(②参照)} &= \text{所得割額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{所得割額} + \text{均等割額(市町民税3,000円、県民税1,400円)} \\ = \text{住民税の年税額} \end{aligned}$$

①所得控除の種類

- 雑損控除**：(災害等による損失額－保険金等による補てん額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のいずれか多い金額
- 医療費控除**：支払った医療費の額－保険金等による補てん額－(10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額) (限度額200万円)
- 社会保険料控除**：健康保険、介護保険、国民年金、共済組合等の掛け金
- 小規模企業共済等掛金控除**：小規模企業共済制度に基づく掛金等
- 生命保険料控除**：支払った保険料の合計額により別途計算(限度額は一般分と個人年金分それぞれ35,000円で最高70,000円まで)
- 地震保険料控除**：支払った保険料の合計額により別途計算(限度額は地震分25,000円と旧長期損害保険分10,000円で最高25,000円まで)
- 障害者控除**：特別障害者300,000円、普通障害者260,000円
- 寡婦(夫)控除**：260,000円(特別寡婦控除に該当する場合は300,000円)
- 勤労学生控除**：260,000円
- 配偶者控除**：330,000円
- 配偶者特別控除**：0円～330,000円(配偶者の所得金額による)
- 老人配偶者控除**：380,000円
- 扶養控除**：扶養親族1人につき 一般330,000円、特定450,000円
- 老人扶養控除**：老人扶養親族1人につき 同居老親等450,000円、その他老人380,000円
- 基礎控除**：すべての人に対して一律330,000円

(注)上記は平成23年8月現在の内容であり、平成22年度税制改正により、平成23年分以後の所得税、平成24年度分以後の個人住民税について扶養控除の見直しがされます。

②各種税額控除(主なもの)

●**調整控除**・・・税源移譲により、所得税と住民税の税率が入れ替わりましたが、所得税と住民税の人的控除額の差額分により、今までの税額との誤差が出てしまうことから、差額調整するための措置として設けられたのがこの調整控除です。

●**住宅借入金等特別控除**・・・平成11年から平成18年までの入居者又は平成21年から平成25年までの入居者で、なおかつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額がある場合は、住民税からも控除されます。なお、この控除については平成22年度から年末調整や確定申告をされると自動的に住民税への適用がされるようになりましたので、市町への申告は不要です。

(給与支払報告書摘要欄には、住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を必ず記載してください。)

※所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けていることが必要条件です。

※平成19、20年中に入居された方につきましては、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、住民税からの控除は対象外となります。

●**寄付金税額控除**・・・

課税総所得金額から人的控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	67%
900万円を超え1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職金額を有する場合)	地方税法に定める割合

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市町民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、左表の区分に応じて、割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

Q&A

Q 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A 事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町民税+県民税）を引き去りし、従業員に代わってその従業員に課税をした市町に納入する制度です。

Q 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A 地方税法の規定により、各市町は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要がありました。

Q 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願い致します。

Q すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。静岡県では平成24年度から全県一斉（※1）で特別徴収義務者の指定を実施しますが、**次の場合については、当分の間普通徴収とすることがあります。**

- ・ 総受給者数が3人未満（※2）
- ・ 他から支給される給与から個人住民税が引き去られている。
- ・ 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- ・ 給与が毎月支給されていない（不定期）。
- ・ 専従者
- ・ 退職者（又は給与支払報告書を提出した年度の3/31までの退職予定者）

※1 一部地域においては調整中

※2 総受給者数とは、市町単位での人数ではなく事業所全体の受給者数をさします。

ただし、上記のその他要件に該当する者を除く人数とします。

なお、上記の要件に該当する場合であっても、特別徴収にすることをお勧めします。

Q 静岡県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか。

A 原則としては特別徴収をしなければなりません。他県でもこの取組を始める市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

Q どうして他都道府県の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。他の市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問い合わせください。

Q 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。

A パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収への切替理由書を提出(※)してください。 ※一部地域においては調整中

Q 4月に退職した職員がいます。この職員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町に御提出ください。(P6参照)

Q 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q 2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町と協議の上でどちらか一方に決定します。

Q 毎月、市町に住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか。

A 従業員が常時10人未満である事業所は、市町長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます。(P4参照)

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

Q 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

A はい。住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町で行って通知しますので、給与から引き去りする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q 普通徴収より特別徴収の方が1回の支払負担が小さくなるのですか。

A はい。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者が金融機関等に向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q 特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A 特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、納期限後20日以内に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。また、事業者として滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのがどうしたらよいですか。

A 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町に納入してください。

Q 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町にその旨を御連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。(P8参照)

Q 特別徴収の手順はどうなりますか。

- A**
- 1 毎年1月末までに市町へ給与支払報告書を提出してください。
 - 2 市町において個人住民税の税額の計算をします。
 - 3 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町長に届け出てください。
 - 4 事業者に対して、従業員が1月1日現在住んでいた市町から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
 - 5 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収(引き去り)してください。
 - 6 徴収(引き去り)した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。

(P3図参照)

Q 給与支払額が93万円以下(※)の従業員が3人だった場合、特別徴収義務者として指定されますか。

A 均等割の非課税基準である所得を下回る場合は、非課税である(もしくは給与から税額が引ききれない可能性がある)と判断されますので、特別徴収義務者の指定はしませんが従業員の給与から徴収する税額はありません。

※住所所在地が静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、三島市、富士市の方：

96万5千円以下

※住所所在地が上記7市以外の市町の方：93万円以下



担当課等	電話番号
熱海市課税課	0557-86-6142
伊東市課税課	0557-32-1272
静岡県熱海財務事務所管理課	0557-82-9051
沼津市市民税課	055-934-4735
三島市市民税課	055-983-2626
御殿場市課税課	0550-82-4129
裾野市市民税課	055-995-1810
伊豆市税務課	0558-72-9851
伊豆の国市課税課	055-948-2918
函南町税務課	055-979-8109
清水町税務住民課	055-981-8218
長泉町税務課	055-989-5506
小山町税務課	0550-76-6102
静岡県沼津財務事務所管理課	055-920-2016
富士宮市市民税課	0544-22-1126
富士市市民税課	0545-55-2734
静岡県富士財務事務所管理課	0545-65-2121
静岡市市民税課	054-221-1043

担当課等	電話番号
静岡県静岡財務事務所管理課	054-286-9120
島田市税務課	0547-36-7140
焼津市課税課	054-626-2149
藤枝市課税課	054-643-3111(内線642)
牧之原市税務課	0548-23-0035
吉田町税務課	0548-33-2107
川根本町税務課	0547-56-2223
静岡県藤枝財務事務所管理課	054-644-9120
磐田市市税課	0538-37-4826
掛川市市税課	0537-21-1136
袋井市税務課	0538-44-3109
御前崎市税務課	0537-85-1114
菊川市税務課	0537-35-0912
森町税務課	0538-85-6308
静岡県磐田財務事務所管理課	0538-37-2214
浜松市市民税課	053-457-2142
湖西市税務課	053-576-1218
静岡県浜松財務事務所管理課	053-458-7159

下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町は、平成23年度から先行実施しています。

■ 詳しくはホームページで

静岡県 県税のしおり 特別徴収

検索